



年金

〈国民年金保険料免除・納付猶予〉

★7月から平成22年度「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を受付します。

国民年金は、20歳以上60歳未満の全ての方が加入する制度です。老後の老齢基礎年金のほか、万が一のときに障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。

国民年金の保険料は、月額15,100円（平成22年度）ですが、経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、申請手続きをさせていただくことにより、保険料の納付が全額または一部納付（一部免除）になる制度があります。

▼保険料の申請免除制度

申請者本人のほか、配偶者、世帯主の方の前年の所得により審査されます。

また、失業した場合や天災により損害を受けた場合などの理由により免除が承認されることもあります。

ただし、一部納付（一部免除）が承認された方は、一部納付額を未納のまま2年を経過すると一部免除も無効（未納と同じ）になり、老齢・障害・遺族の基礎年金の受給資格期間に含まれませんので、必ず

一部保険料を納付していただく必要がありますのでご注意ください。

▼このほかの制度

▽若年者納付猶予制度
30歳未満の方の保険料が猶予（所得審査あり）

▽学生納付特例制度
学生の方の保険料納付が猶予（所得審査あり）

▽免除された保険料等の追納
保険料の免除または猶予された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。ただし、承認を受けた翌年度から起算して3年目以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の加算額が加わります。

▼問

▽郡山年金事務所
☎024・932・3434

▽住民課 住民グループ
☎62・8126



暮らし

〈ダメ。ゼッタイ！〉「覚せい剤、麻薬、シンナーの乱用防止」

「一度だけ」という好奇心や遊びのつもりでも、薬物の依存性と耐性によって、乱用

する量や回数が増え、悪循環に陥り、自分の意思では止めることができなくなります。

覚せい剤などの薬物を乱用すると、精神や身体がボロボロになり、人間が人間として生活することができなくなるばかりか、身体の主要な器官に深刻な悪影響を及ぼし、最悪の場合、死亡に至ることがあります。

▼器官への影響

▽脳 脳の萎縮、脳出血、記憶力の低下、ぼけ症状

▽眼 視神経の異常、眼底出血、失明

▽気管支 粘膜炎、気管支炎

▽肺 粘膜炎、肺ガン

▽心臓 血圧上昇、心不全

▽胃 出血、胃痛、吐き気、嘔吐

▽骨髄 赤血球の形成異常、貧血

また、薬理作用から幻覚妄想等の精神障害に陥り、殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪や重大な交通事故等を引き起こしたり、自殺を図ったりすることもあります。

薬物乱用問題に関する相談や薬物犯罪に関する情報は、直ぐに下記の田村警察署に連絡をお願いします。

▼連絡・問

田村警察署 刑事生活安全課
☎62・2121

〈安全で安心な県づくり〉のための地域活動を支援する窓口がスタートしました！

県では、平成21年4月に「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」を制定し、「県民が、安全に安心して暮らし、活動することができ、地域社会の実現」に向けて取り組んでいくこととしました。

この実現のためには、県民一人ひとりが「自らの安全は自ら守る。地域の安全は地域で守る。」という意識を持ち、身近なところから危険に気づき、備えること、そしてこのような取り組みを地域コミュニティが中心となって育てていくことがとても大切です。

そこで県では、県民などによる安全・安心に関する自主的活動を支援するため、情報提供や、アドバイスを行う地域活動支援窓口を各地方振興局県民環境部（いわきは県民部）に設置しました。開設時間は月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。ぜひご利用ください。

▼問 県中地方振興局

☎024・935・1520



広告欄